

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によって損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

■ 火災予防上お守りいただきたい事項

- 1 指定場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
客室内で喫煙された場合、クリーニング費用1万円をご請求させていただきます。
- 2 客室内では暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめください。
- 3 その他火災の原因となるような行為はおやめください。
- 4 消防用設備のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

■ 保安上お守りいただきたい事項

- 1 ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認下さい。
※鍵を紛失された場合、シリンダー交換等の為2千円をご請求させていただきます。
- 2 ご在室中や特にご就寝の時はドアの内鍵をお掛け下さい。
- 3 ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビー又はラウンジをご利用下さい。

■ 貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

- 1 ご滞在中の現金、貴重品の保管には、お部屋に備え付けの金庫をご利用頂くかフロントへお預けする様お願い致します。
上記手続をおとりにならず現金、貴重品等の減失、紛失、毀損、盗難によって生じた損害については賠償致しかねますのでご承知下さい。
- 2 お忘れ物、遺失物の処理は、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- 3 お預かり物の保管、期間は原則として下記の通り、お取り扱いさせていただきます。

クローゼットでのお預かり物 ※3ヵ月

■ お支払いについて

- 1 料金の支払いは、通貨又は宿泊券、クレジットカードにより、ご出発又は当ホテルが請求したとき、フロント会計でお支払いいただきます。
- 2 ホテル内のレストラン、ショップなどをご署名によってご利用される場合は必ず客室の鍵又は宿泊カードをご提示下さい。
- 3 ご到着時にお預かり金を申し受ける場合がございますのでご了承下さい。
- 4 小切手でのお支払いには応じかねますのでご了承下さい。

■ お止めいただきたい行為

- 1 ホテル内にて他のお客様の迷惑になる様なものをお持込にならないで下さい。
犬、猫、小鳥、その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込まないで下さい。
- 2 ホテル内で、賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になる様な言動はなさないで下さい。
当ホテルの許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的にご使用にならないで下さい。
- 3 ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないで下さい。
- 4 ホテルの外観を損なう様なものを窓側に陳列しないで下さい。
- 5 ホテル内で許可なく広告、宣伝物を配布したり物品の販売をしないで下さい。

以上

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し出た場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで補償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにしてお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 北海道旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20:00(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときはその宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 北海道旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき

(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当ホテルが必要と認める事項。

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は14:00から翌朝10:00までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けれます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
(2) 超過6時間までは、室料相当額の60%
(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
7:00～22:00
(2) レストラン「藍」サービス時間
朝食 7:00～9:00
夕食 17:00～21:00
(3) 売店営業時間
07:00～21:00
(4) カラオケルーム「潮彩」使用時間
10:00～22:00

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けれます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれらに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

- 2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び額額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害を生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内 容	税金(イ)の概算
宿泊客が支払うべき金額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料+朝食+夕食) ②税金 イ、消費税 ロ、入湯税	イ、消費税(①+③)×10%
	追加料金	③追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④税金 ハ、消費税	

備考1 子供料金の適用は4歳以上小学6年生までとなります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数										
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	
14名まで	100%	80%	20%	20%	20%						
15名～30名まで	100%	80%	20%	20%	20%	20%	10%				
31名以上	100%	80%	50%	25%	25%	20%	20%	20%	15%	10%	

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を取受します。
 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。